

1. 博物館機能強化推進事業

439百万円

① Innovate MUSEUM 事業

344百万円

・ Museum DXの推進(新規)

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

・ 特色ある博物館の取組支援

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等)への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

② 新制度におけるミュージアム応援事業

95百万円

博物館法の改正を踏まえ、(1)新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、(2)博物館活動の質を高めるための体制整備、(3)博物館人材育成・質の向上に資する研修等について実施。

2. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

1,875百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

3. アートエコシステム基盤形成促進事業

46百万円

美術品の管理適正化のためのシステム開発事業

22百万円

市場に流通する美術品等の取引履歴(トレーサビリティ)の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。

4. 地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援 2,306百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展覧会を支援(日本博予算の一部を活用)。

※旅客税財源を活用

5. 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、
三の丸尚蔵館收藏品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催するための費用(作品輸送、保険、リーフレット印刷)等を支援。

8百万円

6. 被災ミュージアム再興事業

210百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

7. 国立アイヌ民族博物館の運営等

1,624百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館(ウポポイ)の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

8. 国立文化施設の機能強化・整備

20,556百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,840百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 7,739百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 400百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 9,577百万円の内数

背景・課題

令和4年4月、博物館法(昭和26年法律第285号)がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間(令和9年度まで)を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。 ※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業

① Museum DXの推進(新規) 令和5年度予算額案: 100百万円

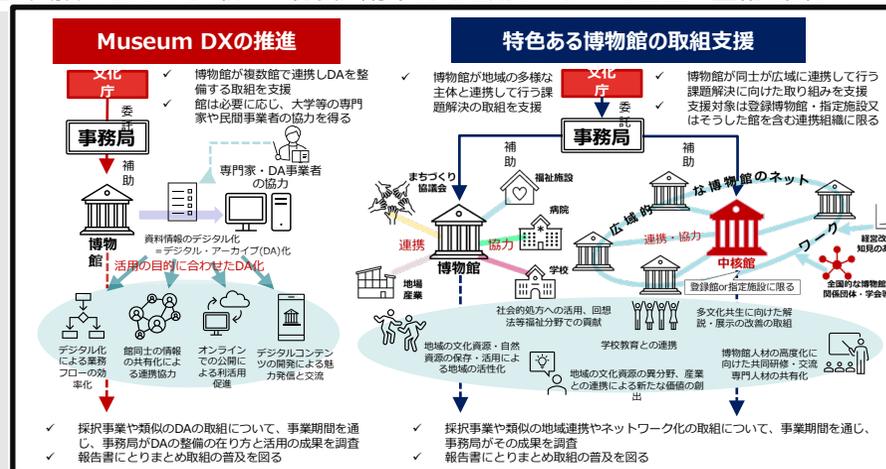
博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信及び、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価: 5件 × 20百万円
- 事業期間: 令和5年度～

② 特色ある博物館の取組支援 令和5年度予算額案: 200百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等)への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価: ①単館型 25件 × 4百万円
②ネットワーク型 5件 × 20百万円
- 事業期間: 令和4年度～
※令和4年度事業で支援を受けた課題についても、事業成果を審査の上で継続を認める



(2) 新制度におけるミュージアム応援事業

博物館法の改正を踏まえて、①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備、③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価: ①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件 × 10百万円(組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証等)
②博物館活動の質を高めるための体制整備 1件 × 18百万円(新制度に伴う相談業務等)
③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 50百万円(学芸員の在外派遣、海外キュレーターの招へい方策の検討等) 他

アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和4年	令和5年	令和6年
50	35	35

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和4年	令和5年	令和6年
430	430	430

アウトカム(成果目標)

初期(令和7年頃)
事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。(達成度50%)
中期(令和10年頃)
登録博物館及び指定施設での取組の浸透。(達成度100%)
長期(令和15年頃)
登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

インパクト(国民・社会への影響)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館への官民からの更なる支援につながり、博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

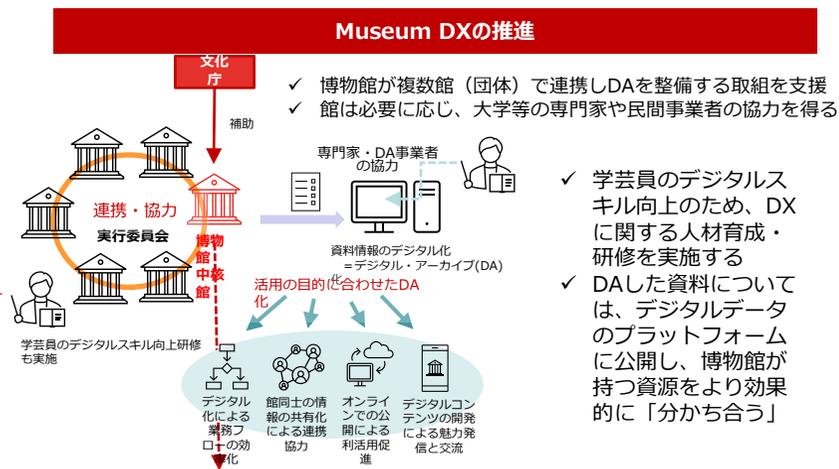
① Museum DXの推進 (新規)

➤ 博物館法がおよそ70年ぶりに大幅改正され、資料のデジタル・アーカイブの作成と公開など博物館の新たな事業が追加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定

- 博物館資料のデジタル・アーカイブ化は、国内外への成果の還元、文化観光など様々な面から意義があり、コロナ禍においてその必要性が改めて認識され推進が必要。
- 博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信及び、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータを活用して所蔵資料の魅力発信や利活用を促進し、地域の社会課題解決や創造活動の促進を図る。また、館の業務フローの共有を図り業務運営の効率化やサービスの向上を行う

【取組の例】

- ア 収藏品データベースの作成を含む、博物館資料のデジタル・アーカイブ化を推進し、公開・発信する取組
- イ 学芸員等の博物館専門職員等に対する博物館DXに関する人材育成・研修を含む、業務のDXによる学芸員の業務負担軽減を図る取組



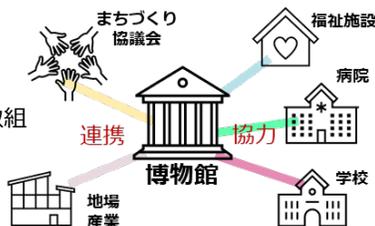
② 特色ある博物館の取組支援

単館型

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組 (課題解決のために必要な人材確保やアウトリーチ活動を含む。) を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須

【取組の例】

- ア 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組
- イ 社会包摂やアクセス可能性を促進する取組
- ウ 多様性や持続可能性を促進する取組
- エ 地域の文化・自然・資源を生かした地域活性化に資する取組
- オ デジタル技術等の先端技術を用いた地域コミュニティとコミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識共有する新たな取組

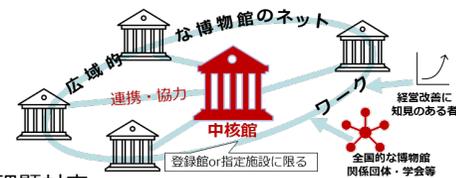


ネットワーク形成型

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による 単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携 (学芸員の研修、人事交流など)
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引

【取組の例】

- ア 単独の博物館(特に小規模館)では実現が困難な課題への広域的な対応
- イ 広域的な人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- ウ 国際的ネットワークの組織的構築による課題対応
- エ 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- オ デジタル技術等の先端技術を用いた地域コミュニティとコミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識共有する新たな取組
- カ 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組



内 容

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)による、新たな登録制度の見直し(令和5年4月施行)を踏まえ、博物館に期待される新たな役割が確実に果たされるよう、

- ・これまで認められていた登録博物館に対する地方税法上の優遇措置を継続するとともに、
- ・**民間の会社などが設置する登録博物館に対する事業所税の優遇措置を拡充。**

【事業所税の優遇措置の拡充について】

- 現行制度上の登録博物館が、公益性を有する施設として、設置主体を限定されずに事業所税の用途非課税の対象とされていることに鑑み、法改正による**新たな登録基準を満たした民間の会社などが設置する登録博物館（一般・公益法人、宗教法人以外の博物館）について、対象範囲を拡大**（地方税法第701条の34第3項第3号）

（事業所税の概要）

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行うものに対して課する目的税

- ・対象：事業所床面積（資産割）＋従業者給与総額（従業者割）
- ・東京都・政令指定都市・人口30万以上の市など（合計77団体）
- ・税率：事業所床面積 600円/m² 従業者給与総額の0.25%

背景・現状

- ・民間企業等により設置される博物館が増加
- ・改正博物館法では、いかなる法人が設置した博物館であっても、公的な使命を果たす登録博物館とならうことを規定
- ・改正法の趣旨を踏まえ、**設置主体によらず、博物館法の本来の目的・使命に基づき、多様な博物館資源への国民のアクセス向上や、安定的運営の確保、学芸員の配置による質の向上を図る。**

目標・効果

新たな登録基準を満たした博物館の税負担を軽減することにより、

- ・国民の博物館資源へのアクセス向上
 - ・設置主体によらない博物館の安定的な運営
 - ・民間の会社が基準を満たそうと努力することによる博物館の質の向上
- 等の効果が生じ、国民の教育、学術及び文化の振興に資することが期待

博物館に係る地方税の優遇措置の状況

優遇措置のある税目	登録					指定施設
	公立	私立				
		公益法人	宗教法人	一般社団・財団法人	民間の会社など※	
法人住民税の非課税	—	○				
固定資産税の非課税	—	○	○			
都市計画税の非課税	—	○	○			
不動産取得税の非課税	—	○	○			
事業所税の非課税	—	○	○	○	◎	

○は優遇措置が継続される法人。◎は今回拡充部分。—はそもそも公立なので非課税。

※は学校法人等の場合は、別に、保有する固定資産等に対して非課税措置。

改正博物館法関連<抜粋>

文化芸術立国の実現

【単独事業】

◇博物館の登録に関する経費【新規】

令和5年4月の改正博物館法の施行によって、博物館の登録制度や博物館に求められる役割が大幅に改められ、博物館登録において、新たに学識経験者への意見聴取を導入するための経費について措置。

<普通交付税>